

令和4年1月14日

関係各位

島根県司法書士会
会長 皆本 雅 樹

チラシ誤記のお詫びと訂正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、先般、島根県司法書士会にて作成、配布いたしました「相続登記はお済みですか月間」のチラシの記載内容に誤りがございました。つきましては、下記のとおり訂正をさせていただきます。

誤った情報を記載してしまいましたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、2月の相続登記はお済みですか月間については予定どおり行いますのでよろしくお願いいたします。

謹白

訂正内容

記

(誤)

また、近々、相続登記が義務化され、正当な理由がないのに、期限内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の科料に処せられる可能性があります。

(正)

また、近々、相続登記が義務化され、正当な理由がないのに、期限内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。

以上

相続の登記は司法書士へ

2月は「相続登記はお済みですか月間」

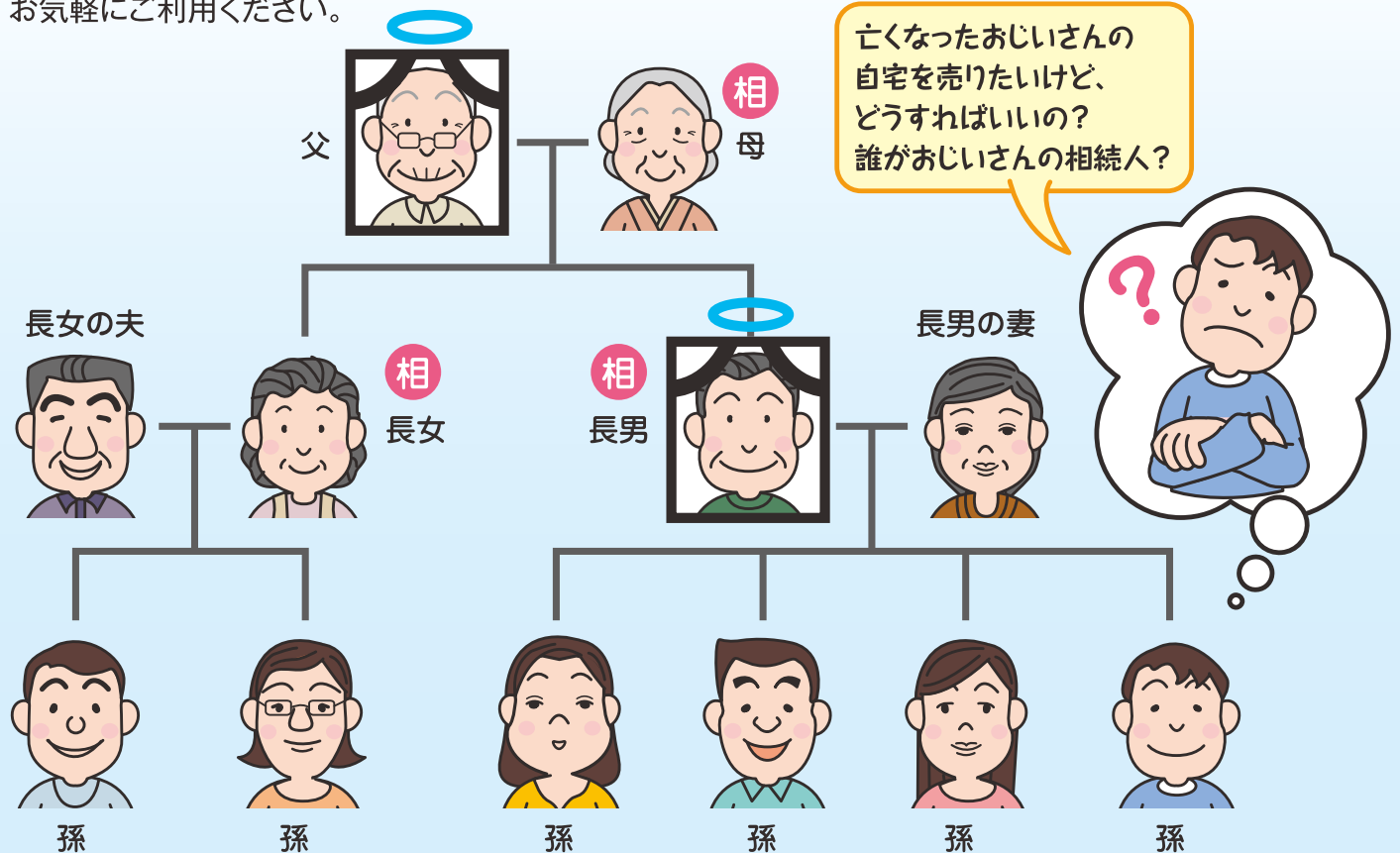
相談無料
秘密厳守



ご自宅の名義が、亡くなられた方のまま
ということがございませんか。

相続登記を放置していると、相続関係が複雑になり、後々トラブルにつながるおそれがあります。
また、近々、相続登記が義務化され、正当な理由がないのに、期限内に相続登記の申請をしないと、
10万円以下の過料に処せられる可能性があります。

島根県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と題して、
相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割など相続に関する無料電話相談を行います。
お気軽にご利用ください。



電話相談は、県内各司法書士事務所で受付けます。
まずはお近くの各司法書士事務所へお電話ください。

各司法書士はこちら

<https://www.ssla.jp/list/>

QRコードでも検索できます



主催 島根県司法書士会